

京都大学化学研究所スーパーコンピュータシステム利用内規

(平成23年1月12日 教授会承認)

(令和2年3月11日 教授会承認)

第1 京都大学化学研究所（以下「研究所」という。）のスーパーコンピュータシステム（以下「計算機システム」という。）の利用については、この内規の定めるところによる。

第2 計算機システムを利用することのできる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 研究所の教職員

(2) 研究所の指導教官の承認を得た学生、研究生及び研修員

(3) その他特に化学研究所長（以下「所長」という。）が適当と認めた者

第3 計算機システムを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の申請書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

第4 所長は、第3の申請に係る計算機システムの利用を承認したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

2 計算機システムの利用の承認の期限は、当該会計年度を超えることができない。

第5 計算機システムの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、申請書に記載した事項について変更しようとするとき、若しくは変更を生じたとき又は利用の取消しをしようとするときは、所定の変更届又は取消届を所長に提出しなければならない。

第6 利用者が翌年度も継続して利用しようとするときは、所定の申請書を前年度の2月末日までに所長に提出しなければならない。

第7 利用者は、計算機システム利用の成果又は経過について、毎年度末までに、所定の利用報告書を所長に提出しなければならない。

第8 利用者は、計算機システムを利用して行った研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等に計算機システムを利用した旨を明記するものとする。

第9 利用者は、その利用に係る経費を一部利用負担金として負担しなければならない。

2 利用負担金の額及び負担方法は、ゲノムネット推進室運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て所長が別に定める。

第10 利用者がこの内規に違反したとき又は計算機システムの運営に重大な支障を生ぜしめたときは、所長は、その者に係る計算機システムの利用の承認を取消し、又は計算機システムの利用を一定期間停止することがある。

第 11 所長は、以下の場合に利用者の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

- (1) 内規の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 内規の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、設備管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による内規の変更にあたり、内規の変更をする旨及び変更後の内規の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに京都大学化学研究所スーパーコンピュータシステムホームページへの掲示により、利用者に周知するものとする。

第 12 この内規に定めるもののほか、計算機システムの利用に関し必要な事項は、委員会の議を経て所長が定める。

附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。